

# 京築籠球 2部リーグ 規約

## まえがき

京築地区及び北九州・福岡全域の今後の益々の発展を目指してこの規約を設定する。  
本リーグはバスケットボール国際ルールに基づいて行われるが、相違点に関しては本規約を優先させる。

## 第1章 目的

### 第1条 (目的)

この規約は、バスケットボールと本リーグの健全な発展を図ることを目的とする。

## 第2章 代表者会議

### 第2条 (代表者会議)

代表者会議はリーグにおいて疑義が生じた場合に行われ、リーグに関するすべての事項の決定又は確認を行う。開催の日時・会場については、日程調整後決定し、各チームへの連絡を行う。代表者とか各チームの代表者とする。

## 第3章 登録

### 第3条 (チーム及び選手登録)

1. 本規約を遵守し、リーグの発展に寄与すると認められるチームであることが認められることにより、チームとして登録される。  
チームの登録申請は所定の書式により、責任者(1名)・副責任者(1名)・審判員(2名)・選手(5名以上)を記入し、リーグ開始前までに提出する。なお、複数チームへの重複登録は可能とする。
2. 選手の参加登録資格は、中学生を除く18歳以上の男女で、高校でクラブに所属していない者とする。ただし、京築リーグにて認めた者は参加することができる。
3. 登録料は、現在無料である。今後、登録料が発生する場合があったとしても登録取り消し又は登録辞退の場合は、既納の登録料の返還は行わない。

### 第4条 (保険の加入)

現在、保険の強制加入はしていないが任意での保険の加入は可能である。但し、怪我の場合の補償はない為、自己責任であること。京築リーグは一切の責任は負いません。福岡県スポーツ安全協会へ加入することを推奨致します。

### 第5条 (選手の追加登録)

現在は特に追加料金はかからない。

選手の追加登録は、試合当日朝、会場準備終了後から第一試合開始前までに、チーム責任者が登録を申し出ることによって追加することが可能となる。

### 第6条 (審判員の登録及び講習会)

現在、審判に関して資格要件などは制定しない。

## 第4章 試合

### 第7条 (シーズン及びリーグ参加費)

シーズン制とするが、期間の定めは京築リーグにて定める。

1シーズンの参加費を15,000円とし、シーズン開始前に振込にて支払うものとする。  
振込完了後、正式にチーム登録とする。

### 第8条 (会場)

各試合は、決められた会場で行うものとする。

会場使用料は、その会場の定める方法により支払うものとする。

### 第9条 (チーム)

チームの総当たり戦とする。また対戦日及び日程は事務局一任とすること。

### 第10条 (順位の決定)

各ブロック内の順位は、勝数・当該チームの対戦結果・得失点差の順で決定し最終の順位を決定する。

### 第11条 (ユニホーム)

試合には、チームとして上下が統一されたユニホームを着用しなければならないがパンツは上着に似た色の場合は可能とする。

なお、試合の時には、組み合わせ表で左側のチームがユニホームの淡色を着用、ベンチはオフィシャル席に向かって右側を使用する。

濃淡のユニホームが揃えない場合はユニホームに近い色のゼッケンにて参加することができる。ただし、見分けがしづらい場合はどちらかのチームを全員ゼッケンにするなどの対応をする。ビブスがない場合は、大会本部より5,000円にて購入するものとする。

### 第12条 (試合スケジュール)

1. シーズン当初決定したスケジュールによる。ただし、体育館の確保によりスケジュールが変更になる場合は1か月前にチーム責任者に連絡する。
2. チーム事情により試合不可能が生じた場合には、試合の1週間前までに大会責任者まで速やかに連絡を行わなければならない。試合結果については20対0の不戦敗とする。不戦勝のチームは当日、練習試合を行うこともできる。但し、不戦勝・不戦敗の両チーム共に審判・オフィシャルの責任を逃れることはできない。

### 第13条 (試合開始時間)

試合開始時間は、競技日程表による。

各チームは、試合、オフィシャル及びその他の集合時間に遅れないように努力義務を負うものとする。

1. 遅れ5分以内：遅れチームのテクニカルファールにて処理し、試合を開始する。
2. 遅れ5分以上：遅れチームの20対0の不戦敗とする。但し、双方のチーム及び審判員の判断により、練習試合を行うことができる。この場合、練習試合を行う2チームは、日程表に記された該当枠の試合の審判・オフィシャルをしなければならない。なお、試合終了時間を、次の試合開始時間、又は体育館の閉館時間に支障のないようにせねばならない。
3. 無断・無連絡にて試合を棄権したチームは除名とする。その際のリーグ参加費の返金などは行わないものとする。
4. 都合が合わず、試合に参加できない場合は一週間前までにリーグに報告すること。

#### 第14条 (会場の準備・片付け)

1. 準備：各チーム代表者（代理人）及び第1試合目の試合チーム及びオフィシャルにあたるチーム全員で行う。
2. 片付け：その日最終試合の、ゲーム及びオフィシャルにあたるチーム全員が行う。
4. ゴミ：吸い殻・空き缶・その他のゴミは、各チームが責任を持って持ち帰る。  
不法投棄などすることなく、各チーム代表者が責任を持って処分しなければならない。

#### 第15条 (審判・オフィシャル)

1. 各チームの審判オフィシャルは、競技部が調整した日程表により試合運営を行うものとする。各チームは、審判1名以上・オフィシャル4名以上を、割り当てられた試合開始15分前までに、派遣しなければならない。自チームの試合が行われない場合も、日程表通りに審判オフィシャルを、派遣しなければならない。
2. 帯同審判以外の審判員が審判を行った場合は、審判料（2500円）を当日に支払うものとする。
3. 各ゲーム終了後は、審判員とオフィシャル員が必ずスコアシートに記名をし、審判員が会場責任者へ提出する。会場責任者は、翌日までに試合結果・試合の様子を報告する。後日スコアシートを回収し、結果を記録管理する。
4. 備品の不足、破損に気づいたオフィシャル及び審判は、速やかに会場責任者へ報告すること。

#### 第16条 (得点について)

1. 男性40歳以上及び女性は+1点とする。

#### 第17条 (試合時間について)

1. 1Q10分×4Qにて行う
2. クォーター間は2分とする
3. 前半・後半の試合間は10分とし始め7分は次の試合チームの練習時間、残り3分を後半のアップ時間とする
4. 試合と試合の試合間も同じく10分とする。

### 第5章 罰則

#### 第18条 (罰則)

本リーグ規約に違反するチーム及び選手に対しては、以下の処置を行うものとする。  
その処置については、合議の上、代表及び代表者が決定するものとする。  
決定事項は事務局を通じて当該チームの責任者に1週間以内に通知される。通知を受けたチームはその決定に従う。罰金に関しては、通知を受けた日から2週間以内に支払わなければならない。この罰金については、試合不成立の場合の処置を除き、リーグの運営費に当てられる。

##### 1. 試合不成立（無断での不参加に関して）

- ①本リーグへ罰金10,000円を支払う。
- ②相手チームへ罰金10,000円を支払う。
- ③試合終了予定時刻までに、チーム関係者（監督、コーチ、選手）が1人も試合コートに到着しない場合は、除名処分する。

##### 2. 代表者会議・準備等の欠席

- ①代表者会議に、チームから1名も出席しない場合は、1,000円の罰金とする。但し、会議の開始までに役員に連絡があった場合は、罰金はなしとする。
- ②審判講習会・会場準備又は会場片付けを欠席したチームは、罰金1,000円とする。

### 3. 体育館使用規則

土足による入館・上履きによる出館を行った者、指定場所以外での喫煙を行った者、その他体育館使用規則に違反した者は、試合の出場停止、悪質な者に関しては、協議の上、さらに厳重な処分を行うものとする。さらに、**チームとしての管理責任を怠った罰としてチームに対して、10,000円の罰金とする。**

ゴミの持ち帰りを怠ったチームは、**10,000円の罰金**とする。

### 4. 重複登録

**重複するチーム同士での試合の場合は、試合開始前にどちらかのチームでの参加をするかを選択し、試合中に参加チームを変更することは出来ない。**

### 5. 未登録

未登録の選手が出場する場合は**試合が開始する前に選手の登録を行うこと。**

### 6. 試合中の暴力・暴言 (最重要)

①**悪質な試合態度及び暴言や審判に対し暴言**などの態度があったチーム又は選手については、退場としチームに対して**10,000円の罰金**とする。

②**試合中に暴力行為を働いた選手は傷害罪とし即刻、警察に連絡し司法での解決とする。**また除名とし、チームに対して**10,000円の罰金**とする。

最後に、この罰則にも従わない場合、協議の上、その処分を決定する。

本条項に規定していない事象が発生した場合も代表の命令に従う。

また、いなか事故・事件及び事象に関しては自己責任とする。

## 第6章 天変地異や災害、その他

### **第19条 (災害及び天変地異や病疫について)**

本リーグは福岡で一番、日本で一番安いリーグを目指して活動しております。万が一、体育館の使用中止や災害や病疫などにより、活動が困難な状況に陥った場合でも、一切の返金等は行わない。

正し、状況が収束次第、**リーグの活動を再開するが中止になった試合を振替にて試合は行わず、中止とする。**

### **第20条 (体育館の使用)**

通常使用している体育館が工事及び廃館等により使用できない事象が生じた場合はその期間は休止期間とし、原則は代替えとして他の体育館を使用することはしない。

また、**リーグ参加費の返金も行わない。**ただし、体育館が使えない事象が生じた際は速やかにチーム代表者へ連絡をする。

## 第7章 責任の所在

### **第21条 (責任)**

プレイ中、プレイ中以外、その他リーグに関する行動はすべて各チーム及び個人の責任とし、リーグに関しては一切の責任を負わないものとする。また、一切の責任を問うことはできず、リーグに参加している時点でこの規約に同意したものとする。

### **第22条 (肖像権)**

京築リーグに参加しているチーム及び個人の肖像権及び著作権等は京築リーグに属し、京築リーグ及びバスケットボールの促進・普及に役立てるものとし、使用に承諾したものとみなす。

以上

この規定は、令和元年8月1日改定施行する。

この規定は、令和2年8月24日改定施行する。

この規定は、令和2年9月16日改定施行する。

この規定は、令和4年6月1日改定施行する。

この規定は、令和4年9月1日改定施行する。

